

「展示・陳列される人体」の返還をめぐる議論の意味するもの

——人体組織の管理に関するイギリスでの議論から——

井上悠輔

(京都大学大学院医学研究科博士後期課程、
公衆衛生学・研究倫理)

I. 序

日本には、人体を利用する際の基本的なルールがない現状にあると指摘されてきた。例えば 1998 年、日本組織培養学会¹の報告(「非医療分野におけるヒト組織・細胞の取り扱いについて」)では、人体由来の組織・細胞の取り扱いについて「現在どのように行われているか、またどのように行ったら良いのかについては、一部で先駆的な動きはあるものの、正確な情報公開も、社会一般が合意し得る形での現実的なルールも、また一部細胞株を除いてヒト組織・細胞を取るか使う提供機関も、いまだ十分に確立されていない」状況にあり、これには「わが国においては、人体の、ひいてはその一部である組織・細胞の取り扱いに関する社会一般の関心とコンセンサスが、社会が直接に利益を受ける診断や治療に限定され、法的な整備もこの分野に限定されて進められてきた」背景があると説明されている。

日本組織培養学会による上記の指摘から数年が経過し、各種の指針の整備が進んだが、ゲノム・遺伝子解析研究や疫学など人体部分を利用する研究に関連する倫理指針では、個人の特定可能性に配慮した記述が目立つ。そこでは「匿名化」によって、これらの処理を規制する枠組みが実質的には大幅に簡略化され、個人々からの同意取得や有償提供禁止によって、人および人体組織を対象とする研究を実施する際の倫理性をкаろうじて担保しようとしている状況にある。

しかし、採取された後、人体組織が臨床利用を越えて広範囲で利用されたり、担当者が代替わりしたりするような長期的保存・利用が想定される現在、本人の同意があればそれでよいのか、個人情報に分からなければそれでよいのか、はたもに現体制の脆弱性として指摘されるべき点であると考えられるし、上記の指摘にあるように、そもそも社会的に受容されているとは言い難い状況下で、これらを利用する研究開発活動が安定して続行されるとも思えない。社会における人体それ自体の位置付けとそのあるべき管理の枠組について検討するべき時期にあるのではないか。

本稿ではこの視点からの議論の出発点の一つとして、イギリスでの博物館・ギャラリーで展示される「遺体」の管理に関する議論を紹介する。従来、日本では死体の管理に関連した法規として「死体解剖保存法」があり、司法解剖や行政解剖、病理解剖、食品衛生や検疫、解剖実習などの目的での解剖について、刑法(190条)での死体損壊に関する違法性を阻却する為の規定があり、また必要に応じて死体の一部を標本として保存することが認められている。(死体解剖保存法、第18条。但し遺族からの引渡しの要求があった場合に

はこの限りではない。)。しかし、これら以外での遺体の利用、およびこれに由来する物質、例えば病理標本や研究試料の利用についての検討は進んでいない。一方で、行政解剖した80数名の遺体から監察医が脳組織の一部を無断で持ち出して研究利用していた事例（東京都監察医務院、国立精神・神経センター神経研究所、2000年8月。）や献体された遺体を遺族の同意なしに展示に利用した事例（鹿児島大、神戸大、香川医大など、2000年。）など、保管される人体に関連する問題が続けざまに起こっている。また2000年には有名な標本返還請求事件に関する東京地裁の判決があり、標本の一部の返還が命じられている。

イギリスでも議論は依然として終結していないため、究極の結論なるものは提示できないが、医療目的とは直接関わらない人体組織利用をめぐる研究の蓄積が日本ではほとんどないということに加えて、人体組織としての「博物館遺体」は大きく二つの点から注目される。第一は、これらの遺体が取得された時期は相対的に古い年代のものが多く、それゆえ個人が特定される可能性が極めて低いにも拘わらず、それらが人体に由来するゆえに議論の焦点になっていることであり、そこには個人の同意や匿名性といった議論を超越したものがあつた点である。第二に、「博物館遺体」の議論が、新法案で省庁から独立した人体組織の管理組織の設置を目指すイギリスでの議論に組み込まれている点である。また、イギリスの保健省が提出した人体組織法の新法案は、既存の1960年代の旧「人体組織法」と質量ともに対照的であり、直前の状況をまとめておくのも意味があるだろう。

なお、一般的な理解としての「遺体」については人の亡骸一個体全体が想定されることが多いが、以下、本稿における「遺体」(‘remain’)とは、後に触れるイギリス政府文化省(文化・メディア・スポーツ省)作業班による調査研究における定義により、下記のような身体の全体及び一部を総称することとし、この他の意味については特定の記述のあつた場合にその都度明記することとした。

- ・骨試料(骨格の全体または一部。単体としての骨、あるいは骨・歯の断片。)
- ・臓器や肌、毛髪、爪などを含めた軟部組織(soft tissue)(保存形態としてアルコール保存やパラフィン包埋、乾燥保存・ミイラ化したものなどを想定。)
- ・人体組織の切片。
- ・工芸品で、上記の項目に該当するものが(その全体あるいは大部分において)利用されて作成されたもの。

(イギリス政府文化・メディア・スポーツ省「人の遺体に関する作業班」、『人の遺体に関する作業班報告書』、6頁、2003年。)

II. 「博物館遺体」の管理をめぐる

1 イギリスでの議論の発端

「議論の発端」としたが、ここでは紙数の関係上、イギリスの管理体制の起源には触れず、その見直しを迫ることとなった最近の事件を中心に紹介することとする。1990年代末から、イギリスでは病院内での収集臓器(organs retention)に関するスキャンダルが続けざまに報じられた。一連のスキャンダル(‘organ scandal’)のきっかけは1998年のBristol王立病院の収集事例で、病院スタッフが外科手術の後、心臓を保持していたものである。

続いて、この Bristol の事例調査における専門家聴取において、心臓手術の専門家である Robert Anderson 教授から発覚した Liverpool での小児病院の収集臓器および胎児組織の事例（日本では、所在する地名から「アルダー・ヘイ (Alder Hey) 事件」として有名）は更に衝撃的な事例であった。同年 9 月には、この Liverpool の小児病院と Birmingham の小児病院が、各々の病院で死亡した乳児から摘出した臓器や組織を製薬会社に供給し、報酬を得ていた事実も公表された。これらの各事例については、調査報告²（ともに最終報告書は 2001 年）が出ており、最近でも死体検査後、2 万 1 千もの脳が不完全な同意取得のもとに保持されてきたことを示す調査報告 (Issacs レポート) が出ている。

事例毎の調査報告と共に、保健省の主導のもと、全国の臓器や組織に関する実態調査がなされてきた。1999 年、Chief Medical Officer（「首席医務官」。以下、「CMO」）は、NHS トラスト³ や医学教育施設などの、病理業務における臓器や組織に関する調査を実施した。その結果、196 のトラスト、および 13 の医学教育機関や大学施設での臓器や組織に関する保有の実態が明らかになった。CMO はこの 1999 年の実態調査と、先述の Bristol や Liverpool の事例の調査報告を踏まえ、助言をまとめている（“The Removal, Retention and Use of Human Organs and Tissue from Post Mortem Examination; Advice from the Chief Medical Officer”、2001 年 1 月）。この助言事項の実現の一環として 2001 年の 4 月（2 月から準備的活動）に、Retained Organs Commission（「収集臓器に関する検討委員会」。以下、「ROC」）が設置された。更に CMO は 2002 年 7 月、現状の人体組織の管理に関する法改正を視野に入れ、コンサルテーションペーパー（“Human Bodies, Human Choices”）を公表して意見を募った。このコンサルテーションへの応答や反応をまとめた報告書は 2003 年 4 月に発表され、また同月のうちに CMO は死体検査や組織・臓器の使用や管理、非研究目的での輸出入などに関する 4 つの指針文書群⁴ を相次いで発表した。

なお、これらの調査は「臓器・組織の研究目的での不当な保持を暴露するもの」として、後ほど紹介する人体組織法案（2003）の実質的なきっかけとなった出来事であることは間違いない。しかし、上程された人体組織法案から省察するに、イギリスでの人体組織の利用に関する議論において、医学研究とそこでの同意要件をめぐる議論以外に、たとえ特定の個人が判定できないものであっても、人体それ自体が人に由来するものとして法のもとに保護されるかどうかの点に関連して、下記のような議論が続いていることも踏まえる必要があるだろう。

2 博物館などでの保管遺体をめぐる議論への発展

上記の CMO による 1999 年に始まる調査は、専ら NHS トラストを対象に 1970 年から 1999 年にかけての死体検査の実態に関するものであったが、調査の進行と共に、各 NHS トラストにはより古い 1970 年代以前の臓器や人体部分（約 4 万 7300 点）、死産標本や胎児（約 2700 点）、組織サンプル（約 48 万点）が大量に存在することが明らかになってきた。CMO は「多くの病院や医学学校は 1970 年以前についての保管用あるいは陳列用の収集を行っており、これらは教育や比較参照、研究の目的で利用されている。」としている⁵。また、CMO の勧告を受けて発足した ROC が 2000 年から翌年にかけて実施した調査では、一般の博物館や陳列室からの返答によって、さらに遡った時期の遺体や組織、臓器（以下、「遺体」(remain) と総称）が大量に保管されていることが確認された⁶。これらは陳列・

展示のみならず、多目的での研究利用が想定されての保管とされていたが、実態はよくわかっておらず、この時期に提唱されていた人体組織新法案に関する議論においても積極的に論じられていたとは言いがたい。1990年代一般において、これら博物館などで長期間保管されてきた臓器や組織、遺体標本に関する調査は各種の小規模なものに留まっており、また上記の CMO による調査のようにこのテーマを正面から扱ったものではなく、本格的な調査の始動は、2001年の文化省作業班（「人の遺体に関する作業班」）の設置を待たねばならない。

3 収集遺体をめぐる海外からの視線

博物館などに存在する大量の人体組織に注目してきたのは、国内よりむしろ海外からの視線であった。予想されていたことであり、後ほど紹介する文化省の作業班の調査によっても裏付けられたことだが、これらの博物館で保持されてきた陳列や展示用の遺体には海外から獲得したもの、主として植民地時代に入手した先住民の遺体が数多く含まれていた。

特に、国内に先住民問題を抱えるオーストラリア（特にタスマニア人関係）やニュージーランドからは頻繁な返還要求があった。これらの国では、すでに国内の博物館・研究施設を対象とした祖先の遺体返還に関する運動についての長い経緯があった。しかし、これらの遺体が、主に大英帝国時代の収集活動の「遺産」であり、現実問題として多数の遺体がイギリスに保管されていることから、これらの返還運動の視線がさらに国外のイギリスに向けられるようになったのは、自然な流れであるとも言えよう。

イギリスでは 1980年代ごろから先住民の遺体返還の要求を受けるようになっており、個別に返還を実施しているところもあった。例えば、‘Yagan’（オーストラリア先住民の戦士）の頭蓋骨が Liverpool の共同墓地（Liverpool 博物館によって 1960年代に埋葬された）から掘り起こされて返還されたこと（1997年）、‘Long Wolf’（ネイティブ・アメリカンの部族長）の遺体がロンドンの共同墓地から掘り起こされてアメリカのネイティブ・アメリカンの子孫にあたるコミュニティに返還されたこと（1997年）、Edinburgh 大学が、アボリジナルやハワイ先住民の収集遺体を返還したこと（2000年）、などが特に有名である。

しかし、これらの返還は各機関の個別の裁量で実施されたものであり、保有する施設によって返還に対する対応や姿勢が大きく異なっているのが実態である。上記の Edinburgh 大学は、全ての遺体を対象に、これらが引き続き重要な意味をもっているような文化背景を共有するコミュニティの代表者に返還することとしているが、Royal College of Surgeons of England（イングランド王立外科医協会）は、特定された個人についてのみ返還を検討（特定の主要な基準が合致した場合）することとしており、Natural History Museum（自然史博物館）などは 1963年の British Museum Act によって特定の博物館による遺体の返還は禁止されていると主張して、返還には応じていない。概して遺体の返還に応じる機関は収集規模が小さかったり、その機関の主な研究分野でなかったりする傾向にあることが、後の文化省作業班の調査結果からも裏付けられている。古くから収集活動に盛んで大量の遺体を保持する国立の博物館（自然史博物館もこの類）ほど、返還に対して総じて消極的であり、その際に文化財関係の流出を規制する既存法規を根拠にして返還を拒んできた点が重要である。

オーストラリアでは、海外にある先住民の遺体について、1970年代まで続いた強制隔離教育の対象となった先住民族子女をさす「盗まれた世代」(‘stolen people’あるいは‘stolen age’)に準えて、長く海外の博物館で展示や保管がされてきた遺体を‘another stolen people’と呼ぶことがある。返還を求める活動家は、ロビー活動を頻繁に実施し、オーストラリアの各政府(連邦、州)に対して外交的なはたきかけを求めており、イギリス側があくまで返還を拒否し続ける場合、欧州法廷に持ち込む動きもあるとされる⁷。立法の動きとしても、タスマニア州を中心に各州で遺体返還に関する検討がなされており、行政レベルでも連邦機関のATSCI(アボリジナル・トレス海峡諸島島民委員会)が、2002年にこれらの遺体に関する情報の交換に向けた指針の策定についてイギリス当局との協議に入っている⁸。

返還をめぐる議論の大きな転換点となったのが、2000年の共同声明である。7月、イギリスのブレア首相と連邦結成百周年で首相官邸を訪れていたオーストラリアのハワード連邦首相は、会談の後に共同声明を発表し、「先住民の人々が祖先の遺体と特別なつながりの意識を持っていること」を認識した上で、「困難を乗り越えて」(後述)イギリス国内に保管されているとされるオーストラリア先住民の遺体の返還に関して両国間で協働して作業をすすめる旨、宣言した⁹。

実質的にはオーストラリア政府によるイギリス国内の遺体の本格的な調査に関する要求にイギリス政府が正式に応じるものであり、具体的にはイギリス政府が国内から海外への文化財の流出を禁じてきた国家文化遺産法(1983年)や大英博物館法(1963年)、博物館・ギャラリー法(1992年)などでの諸規則を改正し、遺体の返還を可能にするための検討作業に入るとする意思表示であった¹⁰。上記の「困難」とは、この種の遺体の返還に関する法体系がイギリスには存在しない現状の改革についてのものだが、博物館での収集品の移管を規制する既存の法体系が返還の支障になっていることは明らかであるにも拘わらず、安易にこの規制を撤廃すれば返還事業が他国に由来する大量の文化財の返還に波及しかねないイギリスの内情を示していると言える。

4 2000年の報告書と人の遺体に関する作業班の設置

先の両首脳による共同宣言と同じ2000年7月、イギリス議会庶民院の「文化・メディア・スポーツに関する特別委員会」は、報告書『文化財：返還と不正交易』(第7報告書。以下、「庶民院報告書」。)を発表し¹¹、特に古遺体に関して下記の勧告を行った。

- ・ 人の遺体の管理と安全な保管(care and safe-keeping)、返還請求に関連した statement of principles および付随する指針の策定を目的とした議論を行うこと。
- ・ 人の遺体の保存状況に関する情報整備の改善。
- ・ 文化・メディア・スポーツ省(DCMS)は、国の収集の管理者が人の遺体を他に移管することが認められるよう、法的見地からコンサルテーションを実施すべきこと。

委員会は、アメリカやオーストラリアを前例として、収集遺体の実態の把握とこれらの情報の関連者への提供が議論の第一段階であるべきで、文化・メディア・スポーツ省(以下、「文化省」)主導での調査を求めた。

政府はこの勧告を支持し、文化省主導による勧告事項の実行の一環として、そしてコンサルテーションの前段階として、2001年5月に「人の遺体に関する検討作業班」(‘The Human Remains Working Group’。以下、「作業班」)を設置し、ロンドン大学の教授(通商法)であるNorman Palmer氏を委員長とする11名の委員を任命した。この作業班の役割は、イングランドおよびウェールズにおける政府による資金供給を受けている博物館・ギャラリーの収集物における人の遺体の現行の法的な位置付けに関する調査検討、返還に関する法手続き、人の遺体の管理に関する指針の策定をすることである。庶民院でAlan Howarth芸術担当大臣により発表された作業班への付託事項は下記のとおりである¹²。

- ・国内における公立(publicly funded)の博物館およびギャラリーの収集物における人の遺体の現行の法的な位置付け(legal status)を調査検討すること。
- ・収集物中の人の遺体の返還、あるいは占有の解除に際して、博物館やギャラリーの行使できる法的権限に関する調査検討、およびこの領域での法規改正が望まれる点、と具体的に想定される改善手法に関する検討。
- ・人の遺体について提言される法規改正の想定範囲に、人の遺体ではないがこれに関連する物品が、適格なかたちで含まれるかどうか、検討すること。
- ・関連する立場にある者から必要な助言を得ること。
- ・人の遺体の管理と安全な形での保管、返還要求への対応に関する「ステートメント」(Statement of Principles (and supporting guidance))について含まれるべき事項を検討すること。必要に応じて、このようなステートメント(およびguidance)に含まれる事項を検討すること。
- ・芸術担当大臣への報告書を作成し、コンサルテーション文書(Regulatory Reform Billのもとでのコンサルテーションに利用されることを想定)での根幹となる提言に向けた勧告をすること。

収集されている臓器や組織に関する検討組織のROC(収集臓器委員会)が、すでに保健省のもとで活動していたことから、双方の協議の結果、暫定的な区分けとして、文化省作業班は特に1948年(すなわち、NHS体制が整備された時期)以前の人遺体を対象とすることとし、時代に拘わらず国内で生体組織検査や他の外科的手法や死体検査により採取されたものはROCの管轄領域として作業班の研究対象から除かれ、文化・メディア・スポーツ省の管轄領域である博物館・ギャラリーが専ら調査対象となった¹³。

5 2003年2月の予備調査報告

この作業班は2003年の2月に現状報告として“Scoping Survey of Historic Human Remains in English Museums”を発表している。各施設が保有する人の遺体に関する実態調査の結果を示すことを目的としており、博物館・ギャラリーを中心として159施設に質問表を送付し、うち146施設から回答を得ていた。保有遺体数は、回答から推定されるものみでも6万1千体へのぼり、内訳としては少数の施設に多くの保有遺体数が集中している状況が報告されている。具体的には、保有していると回答した132施設のうち、約半数の施設では50体以下の遺体が保有されているのに対して、500体以上が25施設(う

ち1万體以上が約3施設)となっている。作業班はさらに、古遺体(historic human remain)に関する年代(西暦1500年より)や地域の調査を行い、正確な数は把握できていないが、海外からのものが多く含まれていることを認めた。これらの遺体は、研究目的を主とする保管、教育プログラムや研究目的での利用を想定した保管、もとのコミュニティとの協定に基づいて管理されているものもある一方で、35施設が収集物のほとんどを目的もなく保管しており、これらの6割以上は国内で発掘したものであるとしている。展示されている遺体については、回答全体の大半を占める89施設が保有する遺体の一部あるいは全てに関する常設展示を行っている。

海外よりこれらの遺体に関する返還請求が来ている施設について、この調査によると、回答した施設のうち13施設が合計33件の返還請求を受けたとのことである。この33件の大半(24件)がオーストラリアやニュージーランドから寄せられたものであり、大規模な収集を抱える国立の大英博物館や自然史博物館、イングランド王立外科医協会を対象としたものが半数を超えていた。

6 最終報告書をめぐる議論の展開(2000~2003年)——「返還」への思惑

期限より遅れて2003年11月14日に公式に発表された文化省作業班報告書(“The Working Group on Human Remains Report”。以下、「最終報告書」。)は、この間に展開された議論の概況を「科学者と先住民の相容れない対立構造」(29頁、‘irreconcilable conflict between ‘scientists’ and ‘indigenous people’’)と振り返っている。イギリスに対する返還要求がさかんなオーストラリアやアメリカでも、共に人体およびその組織の保護を特別に規定した基本法を国として制定していないことを想起すれば、これらの管理体制が、人体の組織とそこでの権利の尊重という視点から出発したというより、むしろ国内での先住民問題への対応に端を発し、特に先住民への情緒的・観念面での配慮から発展してきたものであるということもできるだろう。

オーストラリア政府は遺体の返還を他の文化財の返還とは別枠での扱いとし、イギリスに対して積極的に返還に応じるように求めていた。既にオーストラリアでは、博物館で保管されている先住民の祖先の遺体について可能な限り特定し、それを先住民コミュニティに知らせ、返還することが好ましい場合や返還請求があった場合には返還することが、連邦文化省計画のもとに進められており、返還に関連する連邦法および州法もある。先住民・島嶼民研究活動財団のLyndon Ormond-Parkerはこれらを「博物館を空にするのが目的ではなく、むしろ博物館と先住民コミュニティとの結びつきを強化することに繋がっている」としている¹⁴。

文化省作業班には法体制の不備を指摘することが付託されていたが、取得時の歴史背景とその中での力関係、特に海外進出時に獲得した先住民の遺体となると、単純に法理論の俎上に載せ難い問題であると言える。手続きの不備を問う以前に、本来これらの「遺体」があるはずがないところに存在する事実は、委員会も「(…先住民族が保有していたものを買い取ったものもあるが)その他の人体部分の取得手段は、脅迫や詐欺、不法な摘出、そしてごく時折ではあるが殺人など、当時としても非倫理的なやり方のものであった」(19-20頁)と、認めている点であった。このような事情から多くの博物館は返還を訴える先住民に対して高度の‘support’と‘sympathy’を寄せている、とある(48頁)。

一方で、返還を拒否する少数の博物館のほとんどは、国立の大英博物館や自然史博物館など、上級の研究機関として膨大な遺体数を保持しているところであり、語弊を恐れずに言うならば、かつては植民地でいまや他国となった地域の人々についての、しかも入手の困難な遠い過去の人類の「サンプル」という、格好の「研究材料」をただ失うことに対する困惑があるとも見てとれる。皮肉なことに、これらの遺体の位置付けがセンシティブなものであればあるほど、これらの存在価値も高まることになる。博物館側は、「ユニバーサル・ミュージアム」声明¹⁵を発表したが、これは既存の収集品に関して、あくまで研究資料・文化財の枠の中での管理を訴え、実質的には現状の存続の追認を求めるものであった。

しかし、国内世論には返還に同情的なものが多かったことに加えて、他国の対応事例からも、遺体を大量に保持するこれら国立博物館の姿勢は孤立度を高めていたと言える。アメリカでは、連邦法（「先住民の墓地の保護及び返還に関する法律」(Native American and Graves Protection and Repatriation Act, 1990年) および審査委員会が設置されており、文化省作業班は、財政面や明確な法指針の必要性などの多くの課題はあるが、国内の先住民への返還活動が展開されてきたことを評価している。オーストラリアでは、連邦法のレベルで新たに発掘された人の遺体を、その発見された場所と伝統的に深く関わっている先住民に提供することに関する法（「アボリジナル・トレス諸島島民の文化遺産保護に関する法」(Aboriginal and Torres Strait Islander Heritage Protection Act, 1984年) が制定されており、また返還要求活動の中心地であるタスマニア州では、先住民の遺体返還を要求するような独自の立法を行っている。1984年の州法、「博物館（アボリジナル遺体）法」がそれで、タスマニア博物館・芸術ギャラリー、およびクィーン・ヴィクトリア博物館・芸術ギャラリーに適用される。

また、フランスやスペインなどが、海外からの返還要求に応じて遺体の返還を実施した事例が報告された。2002年3月、フランスでは立法（「南アフリカへの Saartjie Baartman の略奪遺体返還に関する法律」）¹⁶により、Saartjie Baartman の遺体を国立人類学博物館（Musée de l'Homme）による占有状態を解除し、南アフリカに返還することが命じられた。Saartjie Baartman は南アフリカより連れて来られ、死後もその脳や生殖器、骨に関して1974年まで展示されており、以後もパリの博物館で保管されていた。この返還は、ネルソン・マンデラ前大統領をはじめとした種々の返還要請や運動が実ったものである。スペインの Darder 自然史博物館は、'El Negro'として知られていた故人に関する頭蓋骨および他部の骨をボツワナに返還した（2000年）。この遺体は収集家 Darder によってこの町に遺贈され、この1916年の遺贈の日から当博物館で保持されてきた。遺体の返還請求は1991年からなされ、最終的には OAU（アフリカ統一機構）による圧力とスペイン政府の働きかけに屈する形で2000年6月（発掘・摘出から160-170年後）に返還された¹⁷。その他、2002年に、ナチス時代に安楽死の対象となった小児の遺体がオーストリアの病院（Otto Wagner 病院）で発見されたことが大きく報じられた¹⁸。イギリスの文化省最終報告書では、犠牲者および家族を特定する手段が早期にとられ、小児の遺体が医療機関から迅速に返還された点に注目して、先住民に関するイギリスでの遺体返還要求への対応との対照性を指摘している（87頁）。

イギリス国内の博物館には、こうした遺体の返還要求の動向について一定の理解を示し、自主的に返還しているところも多いが、イギリスがこの範囲を越えた返還政策に踏み切れ

ない理由には、先にあげた他の文化財への波及の問題がある。イギリスはかねてより他国に由来する文化財への返還要求について、その都度拒絶してきたものの、これらの国からの返還要求が止むけはいはない。最近ではギリシャのように、アテネ・オリンピックの開催も睨んで国家行事として返還要請を活発化しているところもあり、イギリス政府も警戒を強めていると報じられている（「ブレア政権はギリシャに利用されるような立法の導入に神経質になっているようだ」「文化省は返還請求が遺体の返還に関する立法の議論とエルジン・コレクション（the Elgin Marbles。アテネ・パルテノン神殿の壁面の飾りであった大理石の彫刻で、大英博物館が現在保有している。）とを結び付けるかもしれないと危惧していることは明らかだ」Maurice Davis イギリス博物館連合副議長。）¹⁹。

すでにオーストラリアの一部で実現しているが、一旦、先住民コミュニティに遺体を返還し、そのコミュニティの裁量で研究利用に門戸を開く形式での返還案も出されている²⁰。これは一方的な返還規定が実現することを恐れた博物館側の苦肉の提案とも取れるし、あくまで祖先の埋葬を求めている立場の者には承服し難いかもしれないが、この類の折衷案が今後も出てくる可能性がある。なお、これらの一連の議論は、国内に由来する遺体についての議論も喚起し、2002年には、イングランドの歴史遺物保存協会（English Heritage）等が主催して、「教会考古学と人の遺体に関する作業班」²¹を設置し、イングランド内での埋葬遺体の法や倫理的側面も含めた調査研究を開始している。また、内務省は国内の墓地発掘の管理を視野に入れた調査を行っている（「埋葬・共同墓地に関する助言班」の設置）。

7 中央組織構想と立法をめぐる議論への移行

文化省作業班の最終報告書は、博物館の収集遺体を、博物館での既存の文化財・研究資料の中でも独特の部類にあることを確認し、収集品の返還や遺体に関する所有権などについて従来の法体系の不十分さを指摘した上で、21領域に関する勧告（12章）を提示した。そこでは、「強制的な返還は現在のところ導入せず」、新たに設置するライセンス委員会のもとで、むしろ個々の博物館が遺体の管理に関するライセンスをうけ、かつ実施コードに従って返還の是非に関する議論をすることが勧告されている。このライセンス機関は、文化省のもとに設置されるライセンス委員会としての位置付けであった。一方で、遺体の管理に関する議論について、人体組織法案に関する議論と積極的に対話しその枠内で検討すべき、ともしているなど文化財に関する議論とは別にすべきだという姿勢を示した（66頁）。また諮問機関として、「人遺体に関する助言パネル」（Human Remains Advisory Panel）を設置することが提言されている（勧告4）。しかし、この報告書には作業班のメンバーの1人である国立自然史博物館長 Neil Chalmers の意見書が特別に付けられており、特にこの種のパネル設置や文化省の関与に対する不快感が示されていることから、作業班内部では、中央組織と各組織（特に国立博物館）の返還に関する裁量の範囲をめぐって激しい議論があったことが伺える。

2003年12月3日、新たにイギリス議会に提出された「人体組織法案」（「人体組織に関連する諸活動、特定の博物館における収集からの人の遺体の移管に関する規定、およびその他関連する目的に関する規定のための法案」）の範囲は極めて広い。それゆえ詳細な紹介は次稿に期すこととするが、「博物館遺体」については、文化省作業班の報告書の成果は法案第49条において、国立の博物館に人の遺体の返還に関する権限を付与している点にて

ている。この法案が実現すれば、大量の遺体を保持してきた国立博物館がこれらの返還を拒む際に利用してきた、「盾」としての文化財流出を禁止する既存の法的根拠が失われ、諸々の実施コードやライセンス制のもとに、博物館自体が主導して遺体に関する情報の整理と提供を行い、個々の事例について直に返還要求に対応することが求められる(最終報告書、152頁)。

この「人体組織法案」ではさらに、ROCを引き継ぐ組織体として「人体組織管理機構」(Human Tissue Authority)の新設に関する規定が詳しく述べられており、公共の場での展示活動(‘public display’)もこの法の適用対象になる。また人体組織の利用に関わる施設を対象としたライセンス体系の整備も盛り込まれている。しかし同時に、一部施設について「特定の博物館・陳列室」(qualifying museum)に関する除外規定(第11条、第13条、第29条、第33条)があることから、今後の議論が注目される。

Ⅲ. まとめ・展望

イギリスでの博物館で収集されている研究・展示遺体に関する議論を見た。返還に関する議論が、専ら先住民コミュニティによる返還運動に端を発した議論であり、様々な政治的思惑が絡んでいることは事実である。しかし、争点となっているものが「博物館遺体」という人体および人体に由来する性質のものであるという点に注目すれば、イギリスで展開されている議論について、次の点を指摘できる。まず、問題を喚起した「遺体」が、人体およびその部分である以上、他の人体に由来しない事物とは異なる扱いを受けるべきであるという判断があった点である。そして、たとえそれらが古い昔のもので、個人が特定されないといえども、「所有や占有に関する現在の法体系における‘technical legal arguments’を越えた、倫理的・道徳的検討を必要とするような問題」(最終報告書、146頁)として新たな検討対象となり得るという点である。具体的には、文化財に関する返還要求の議論とは別枠で論じることについての Howarth 芸術担当大臣の呼びかけと、議会委員会の同調があり(庶民院報告書、段落166)、実際に博物館の返還制限条項からの遺体の分離に関する提言がなされ、かつそれが人体組織に関する新法案に盛り込まれたことが挙げられる。更に注記に値することは、これが単に先住民の遺体に特化した条項ではなく、博物館に保管される遺体が一般的に対象となり得るものであり、既存のアメリカやオーストラリアの立法のように先住民に特化したものよりも想定する対象が広範であること、この議論に刺激を受けて国内での古遺体に関する調査研究が始動したこと、などがある。

もちろん議論は継続中で、論点は多くある。中央組織が博物館にとってどのような存在になるのか、ライセンスの性質、そして各機関に与えられた返還に関する決定の裁量が返還を要求する側を納得させるような議論の場を提供するものであるかは未知数であるし、まだいずれも法案の段階である。また、庶民院報告書(段落166等)でも指摘されているように、議論を博物館の収集品に限っても、「人体」由来の性質自体が幅ひろく不明確である点は否めず、例えば個人の特定された遺体に限るのか、人体由来組織を利用した工芸品まで含むのかなど、「遺体」の定義づけの深化も大きな課題になるだろう。しかし、これらはいずれも、人体および人体由来の部分を含む収集品について特別な管理を志向する検討作業の方針自体を揺るがすものではない。

先述のとおり、日本では死体の検査や献体、病理組織の名目で、遺体や人体部分が多く保管されており、これらの利用をめぐる議論について個別的な対応がなされてきた。しかし、これらの保管される人体の実態に関する情報があまりにも稀少であることもさることながら、人体を直接対象とする研究とそれによる人体の理解の深化が進む時代において、個々人の自由意志にもとづく決定の以前に定められているべき、土台としての人体の位置付けとこれらの利用に関する制限が設定されていない状況は、甚だ不釣り合いであると言わざるを得ない。

イギリスの新法が法案のまま成立すれば、ドイツの解剖学者 Gunther von Hagens らが開発した「人体の不思議展」のような展示活動も、ライセンス要件の適用対象となる²²。翻って日本で盛況な「人体の不思議展」について、展示に違和感を覚える者も少なからずいたし²³、またこれを裏打ちするかのように、「人体の不思議展」で展示された人体を提供したとされる中国にはこの展示について批判的かつ否定的な反応があることが報じられている²⁴ことなど、国内で紹介される機会が余りにも少ない。この種の中国側の反応を典型的な日本バッシングと済ますことで議論を終始させることもできようが、本稿で紹介したイギリスのように、海外ではほぼ時期を同じくして人体組織の管理に関する議論と関連する形で、この種の展示・収集された遺体に関する熱心な議論が展開されていることもあわせて紹介されるべきである。日本ではいくつかの省庁のもとですでに人体組織の管理に関係する研究班が活動しており、これらの成果が期待される一方で、実は議論を喚起するこの類の身近な、それでいて貴重な、機会を逸するべきではない。

〈注〉

※オンライン上の資料に付記した URL は 2004 年 2 月 2 日現在で確認できたもの。

- ¹ 主として組織・細胞の培養法や培養した細胞の性質などを研究する者の学会。1954 年設立。
- ² “Learning from Bristol: the report of the public inquiry into children's heart surgery at the Bristol Royal Infirmary 1984 -1995” (Bristol 王立病院の事例)と “The Royal Liverpool Children's Inquiry” (Royal Liverpool Children's Hospital NHS Trust の事例。)
- ³ 1990 年に制定された「NHS およびコミュニティ・ケア法」(National Health Service and Community Care Act 1990(c. 19))によってつくられた独立採算制をとる病院形態。
- ⁴ ‘Families and post mortems: a code of practice setting standards in communications with families about post mortem examination’ ; ‘Model consent forms and information leaflets about post mortem examination’ ; ‘An interim statement on the use of human organs and tissue’ ; ‘A code of practice on the import and export of human body parts and tissue for non-therapeutic purposes’。ちなみにこれらの文書群は下記の保健省のサイトより閲覧が可能である。(http://www.doh.gov.uk/tissue/)
- ⁵ Chief Medical Officer(2000) “Report of a Census of Organs and Tissues Retained by Pathology Services in England”、5 頁。
- ⁶ Ministerial Working Group on Human Remains (2003) “Scoping Survey of Historic Human Remains in English Museums”、5 頁および 34 頁。
- ⁷ Age 紙、‘Return of remains at risk’ (2002 年 12 月 18 日、Peter Fray)。(http://www.theage.com.au/articles/2002/12/17/1039656389726.html 参照)
- ⁸ Aboriginal and Torres Strait Islander Commission、‘The other stolen people-International developments may see the return of many more Indigenous remains, stolen for ‘scientific research’ in previous centuries-.’ (2003 年)。(http://www.atsic.gov.au/news_room/atsic_news/Winter_2003/Other_Stolen_People.asp)

- ⁹ オーストラリア連邦首相官邸、‘JOINT STATEMENT WITH TONY BLAIR ON ABORIGINAL REMAINS’ (2000年)。
(http://www.pm.gov.au/news/media_releases/2000/Aboriginal_4-7.htm)
- ¹⁰ 正確にはイングランド・ウェールズ法域の博物館が想定されている。
- ¹¹ Seventh Report of the House of Commons Select Committee on Culture Media and Sport, “Cultural Property: Return and Illicit Trade” (18 July 2000)。UK Parliament サイト参照。(<http://www.parliament.uk/index.cfm>)。
- ¹² Howarth 芸術担当大臣による作業班のメンバーと付託事項の発表。(165/01 8 May 2001)(http://www.culture.gov.uk/global/press_notices/archive_2001/dcms_165_2001.htm)
- ¹³ Ministerial Working Group on Human Remains (2003) “Scoping Survey of Historic Human Remains in English Museums”、5 頁および 8 頁。
- ¹⁴ Seventh Report of the House of Commons Select Committee on Culture, Media, and Sport, “Cultural Property: Return and Illicit Trade” 段落 153。
- ¹⁵ The British Museum プレスリリース、‘Universal Museum’ (2003)。
(<http://www.thebritishmuseum.ac.uk/newsroom/current2003/universalmuseums.html>)。
- ¹⁶ 2002 年 3 月 7 日より施行された Loi 2002-323 06 mars 2002 (Loi relative à la restitution par la France de la dépouille mortelle de Saartjie Baartman à l’Afrique du Sud)。フランス議会サイト参照(<http://www.senat.fr/dossierleg/pp101-114.html>)。この模様は The New York Times でも報じられている(2002 年 1 月 30 日(Suzanne Daley) ‘Exploited in Life and Death, South African to Go Home’、2002 年 5 月 4 日(Rachel L Swarns) ‘Mocked in Europe of Old, African Is Embraced at Home at Last’)。
- ¹⁷ この状況については BBC News ‘Stuffed man going to ‘wrong’ home’ (2000 年 9 月 28 日、Rachel Rawlins)など。
(http://news.bbc.co.uk/1/hi/english/world/africa/newsid_943000/943616.stm)
- ¹⁸ Guardian 紙 ‘Unquiet grave for Nazi child victims’ (2002 年 4 月 29 日 Kate Connolly)(<http://www.guardian.co.uk/international/story/0,3604,706768,00.html>)
BBC News ‘Funeral for Nazi ‘euthanasia’ victims’ (2002 年 4 月 28 日)
(<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1956494.stm>)
- ¹⁹ ‘Return of remains at risk’ Age 紙、‘Return of remains at risk’ (2002 年 12 月 18 日、Peter Fray)。(<http://www.theage.com.au/articles/2002/12/17/1039656389726.html> 参照)
- ²⁰ James Randerson ‘Back to their roots’、NewScientist、2003 年 5 月 31 日号、12-13 頁など。
- ²¹ English Heritage の HP 参照。
(<http://www.english-heritage.org.uk/default.asp?wci=MainFrame&URL1=http%3A//www.english-heritage.org.uk/default.asp%3FWCI%3DNode%26WCE%3D7951>)
- ²² Guardian 紙、‘Jail threat to doctors in organ scandals- New law will also crack down on ‘transplant tourists’-’ (2003 年 12 月 5 日、James Meikle)。
(<http://society.guardian.co.uk/health/news/0,8363,1100527,00.html>)
- ²³ あえて特定しないがインターネットで公表されているものや、著作で指摘されているものもある。(例えば、「眩暈がした。自分の体を知ろう、という企画意図は理解する。だが、私自身はもちろん、もし家族が希望して標本になったとしても、こんなふうに興味半分でいじくられるのはお断りである。死体の気持ちになってみる。違和感と怒りを覚えながら帰路についた・・・」。最相葉月『あのころの未来』新潮社、2003 年、236 頁)。
- ²⁴ 例えば、南方網中国新聞(Southcn.com)「東京在 9 月 18 日举办 “中国人体器官标本展”」(2003 年 9 月 20 日)(<http://www.southcn.com/news/china/zgkx/200309200059.htm>)、同「“人体器官展览” 暴露出的死者身体权问题”(2003 年 9 月 23 日)。
(<http://www.southcn.com/news/china/zgkx/200309230117.htm>)